

## 県立丹波の森公苑のサウンディング調査実施結果

### 1 参加事業者数 7者

### 2 サウンディング調査結果の概要

サウンディング調査において、参加事業者からいただいたご意見等の概要は以下のとおりです。

| 施設の魅力・可能性について  |
|--|
| ①広大な敷地を有しているため、幅広い事業展開が可能なことや、自然を生かした様々なライフスタイルに対応した取り組みも可能性があると感じた。               |
| ②大規模修繕を実施しているため、得意としている施設管理を生かした運営が可能であると感じた。                                      |
| ③大規模な施設であり、多種多様な施設があるため、様々な事業の可能性があると感じた。  |
| ④施設規模が大きく、多種多様な施設が存在するため、大規模な事業展開が可能である点が魅力的であると感じた。                               |
| ⑤県民向けの講座等で、これまでのノウハウを活用した運営ができるのではないかと考えた。   |
| ⑥付近で指定管理を受託している施設とともにスケールメリットを生かした運営が可能な点が魅力。                                      |
| ⑦丹波の地域ブランドの向上や生活創造という点で様々な事業が実施できるのではという点に魅力を感じた。                                  |
| 自主事業・収益事業の展開について   |
| ①既存施設でのスポーツ教室や子ども向け遊具等の設備投資ができる可能性があると感じた。   |
| ②地場産業を生かした、展示会や見本市の開催等も考えられる。  |
| ③ホールについて、単独で採算が取れる規模ではないと考えられるため、事業実施には、適切な予算措置が必要。                                |
| ④今後、維持管理のみではなく、施設運営にも携わっていければと考えており、生涯学習関連事業に関心を持っているため、施設の特徴を生かした事業を実施できればと考えている。 |
| ⑤ホールを活用した音楽教室や映画鑑賞、パブリックビューイングの実施などが考えられる。   |
| ⑥テニス教室・大会の実施など、各施設の用途に応じたイベント等の開催が可能。  |
| ⑦指定管理の受託とともに、カフェを導入し、運営することにより、施設への来館者の増加・滞在時間の長期化により、施設全体への賑わいの創出が可能である。          |
| ⑧ホールを活用した地域活動の発表会や、レストランの運営、移動動物園など多種多様な事業が実施可能。                                   |

⑨里山でのフィールドワークや自社関連コンテンツを利用したイベントの実施が可能。

#### 指定管理業務について

①森づくり活動については、専門性の高い事業のため、指定管理業務に含める場合は、JV（企業共同体）で応募しないと難しい。

②指定管理業務の範囲については、現在の指定管理者（公益財団法人）や地元とよく調整し、整理した方がいい。

③現在、非公募の施設については、事業等が十分に整理されていないところがある。公募する場合は、きちんと整理した上で、実施していただきたい。

④指定管理業務については、募集要項上で細かく区切っていただけると、JVで応募する際は、提案の幅が広がる。

⑤現在の指定管理外業務（高齢者大学等）に関しては、指定管理業務に含めないでいただきたい。

⑥募集要項上では、維持管理・運営を細かく区分する必要は無い。指定管理事業部分について、整理の上、分けていただきたい。

⑦現在の指定管理外業務（高齢者大学等）に関しては、指定管理業務に含めないでいただきたい。

⑧高齢者大学については、事業者にも少し裁量があるような、柔軟な形で公募いただくと実施可能。

#### 応募条件等について

①人員配置・機器点検箇所等はきちんと整理の上、募集要項に明示いただきたい。

②質問期間として1ヶ月程度は確保いただきたい。

③光熱水費や人件費の高騰を考慮した内容としていただきたい。

④飲食施設の運営等を募集要項に記載する場合は、細かく要件を設定するのではなく、柔軟な対応ができるような記載にしていきたい。

⑤募集要項で指定管理に係る人員数を明示いただきたい。

⑥総額の指定管理料の内訳について、指定管理者で決定する余地を設けていただくと参画しやすい。

⑦施設長等の雇用について、募集要項上で正社員と限定されてしまうと厳しいため、幅を持たせて公募いただきたい。

⑧様々な要因から、現指定管理者とJVを組むことが一番だと考えられるが、現指定管理者ありきの公募とならないようにきちんと整理いただきたい。（現指定管理者がJVの相手方と決定した事業者が選定されることとなり、競争性がなくなるため。）

#### その他

①専門性を有する施設で実績もあるため、館長が派遣されることに問題はない。

- |  |
|--|
| ②館長の雇用については、地域・施設に精通している者を雇用したいと考えている。(県・市のOBでも可)                                |
| ③常駐の施設管理職員の配置やイベント時のみ対応できる応援職員の確保など柔軟な雇用体系により、施設運営を行う事が可能。                       |
| ④改装・空間創出をテーマとしているため、施設の改装等がどの部分まで許可いただけるのかが気になるところである。                           |
| ⑤施設長については、地域との関係構築や施設運営の経験等を考慮すると、自ら率先して動く人材が必要とされるため、他の運営施設に勤める社員を異動させることとしている。 |
| ⑥施設長は、様々なケースがあるが、責任者は事業者側という認識。<br>県派遣職員が施設長となると、偽装請負の問題等もあるので、難しいかと思う。          |

担当者：県民生活部県民生活課 清水

T E L : 078-362-3894

メール：kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp